

# 令和3年第1回にかほ市議会臨時会会議録（第1号）

1、令和3年2月3日第1回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 山 田 克 浩 次 長 加 藤 淳 子  
班 長 兼 副 主 幹 須 田 益 巳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 市 川 雄 次 副 市 長 本 田 雅 之

教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 之
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	佐々木 俊 哉	市 民 福 祉 部 長	池 田 昭 一
農 林 水 産 建 設 部 長	土 門 保	商 工 観 光 部 長	佐 藤 豊 弘
教 育 次 長	齋 藤 一 樹	消 防 長	加 藤 十 二
会 計 管 理 者	渋 谷 憲 夫	総 務 課 長	佐々木 俊 孝
総 合 政 策 課 長	齋 藤 稔	商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸
健 康 推 進 課 長	須 田 美 奈	建 設 課 長	竹 内 千 尋

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和3年2月3日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）
- 第4 議案第2号 令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）
- 第5 議案第3号 令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第14号）について
- 第6 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

---

午前10時00分 開 会

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和3年第1回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、4番伊東温子議員、5番齋藤聡議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。伊藤竹文議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●議会運営委員長（伊藤竹文君） おはようございます。

去る1月27日水曜日に議会運営委員会を開催し、本日の臨時会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

本日の議案は、配付されておりますとおり、議案第1号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）から議案第3号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第14号）についての議案3件であります。

なお、議案第1号から議案第3号については、議会全員協議会で説明を受けている事案でもあり、新型コロナウイルス感染症対策関連事業に伴うもので早期に対応する事業でもあります。

以上のことから、会期は本日1日限りとし、議案を委員会付託せずに本会議において提案理由の説明、議案質疑、討論、採決を行うこととし、議会運営委員会で決定しております。

新型コロナウイルス感染状況についてですが、年末年始にかけ、由利本荘保健所管内において感染者が連続して発生し、感染が拡大傾向にあります。秋田県内においても感染警戒レベルが2から3に引き上げられるなど、基本的感染対策の徹底について強く注意喚起が促されていることから、今回の臨時会では、感染拡大防止策の強化としてマスク着用のほか、フェイスシールド着用の試行も議会運営委員会で決定しておりますので、御協力をお願いいたします。ただし、このとおりのパーテーション、間仕切りを設置しておりますので、演台で発言を行う場合は、マスク、フェイスシールドを外すことを認めております。

簡単ですが、報告は以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第1号から議案第3号までについては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議において決したいと思いません。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

副市長、総務部長及び農林水産建設部長より発言を求められておりますので、これを許します。最初に副市長。

●副市長（本田雅之君） おはようございます。

それでは、市議会令和2年12月定例会以降における新型コロナウイルス感染症対策本部の取り組み状況について、その概要を報告いたします。

県内では12月22日以降、新規感染確認が続いており、その範囲もほぼ全ての保健所管内に及んでおります。こうした感染拡大状況に的確に対応できるよう、1月1日、第20回対策本部会議を開催し、イベント等開催基準があります首都圏等との往来自粛の強化を検討することとしたほか、県や弁護士会、商工会、市長会等によります誹謗中傷防止共同宣言の趣旨を徹底することを確認いたしました。

1月7日、1都3県に緊急事態宣言が発令されたことから、1月8日、第21回対策本部会議を開催しました。なお、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく法定の対策本部会議に切り替えております。

これまで「感染拡大地域への出張等は、真にやむを得ない場合を除き避ける」としていたものから、「緊急事態宣言対象地域への出張等は、原則として行わない」に強化しております。

県内では、その後も新規感染確認が続き、秋田県は1月18日、感染警戒レベルを2から3に引き上げました。

1月20日、第22回対策本部会議を開催し、緊急事態宣言が発令された11都府県への出張等は、原則として行わないことを再確認いたしました。

また、各施設の来館者への対応について、引き続き3密の回避、消毒の徹底等に努めるほか、各種掲示物を通じて最新情報の周知を図ることを確認しております。

また、職員の行動指針となる総務課通知も1月18日付で改正してありまして、真にやむを得ない理由により感染拡大地域等へ出向く必要がある場合も、報告方法や義務の対応等について情報共有を図っております。

なお、感染確認者の住所地等についても、県から市への公式な連絡はございませんが、新型コロナウイルス感染症に関しては、根拠のないうわさ話や誹謗中傷が広がっていると聞き及んでおります。感染者やその家族等に対する誹謗中傷は、重大な人権侵害です。市としても、誹謗中傷対策を含め、引き続きしっかりと取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、ワクチン接種に向けた対応について報告いたします。

ワクチン接種については、市民福祉部健康推進課がその業務に当たることとしており、現在、国からの情報をもとに接種体制の構築に当たっておりますが、2月8日月曜日付で健康推進課内に新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置することとしております。健康推進課長の指揮のもと、ワクチン接種推進室長以下13名を兼務発令するほか、再任用職員2名を配置して準備を本格化させることとしております。報告は以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） 続きまして、1月7日から8日にかけて発達した低気圧の影響による暴風雨について御報告申し上げます。

この気象状況については、秋田地方気象台から1月4日の夕方に、日本海で発達する低気圧の影響で7日から8日にかけて沿岸を中心に大荒れとなる見込みとの連絡を受け、翌日の5日午前11時の情報

では、7日から8日にかけて最大風速25から29メートル、最大瞬間風速35メートルから45メートル、加えて大雪の見込みとの情報が入りました。

この報告を市長、副市長に行いまして、5日午後1時に、にかほ市災害警戒部を設置し、対策を協議しました。これは、5日中に対応策を協議・決定し、6日中にその準備・対応を行い、7日からの天候に備えることとしたためです。

対応事項としては、一つ目として、仁賀保、金浦、象潟の3公民館を自主避難所として開設。併せて、毛布、暖房機器、発電機、コロナ対策の確認も行っております。

2番目として、ホームページ、防災安全メールによる注意喚起。

3番目に、暴風による高波と自主避難所の周知のため、沿岸部の50の自治会の会長さんへ電話連絡しております。

4番目に、金浦漁港防潮堤の閉門と、消防署及び消防団との連携を確認しております。

最後に、災害発生時の重機の手配の確認などを行っております。

気象状況につきましては、7日午後2時頃から急に風が強まりまして、夕方5時頃には4ヵ所の観測装置では風速のピークを迎えております。最大瞬間風速は30メートルを超え、象潟B&G海洋センターでは38メートルを記録しております。暴風は午後11時頃から徐々におさまってはきたものの、翌日も強風の状況が続きました。降雪は、当初、平野部では24時間に30から50センチメートルと予想されておりましたが、それほどの降雪もなく終始しております。

自主避難者については、仁賀保公民館がゼロでございます。午後9時に閉鎖しております。金浦公民館1名、象潟公民館2名となっております。

被害については、市管理につきましては、カーブミラーや防犯灯の破損、樹木の枝等やシャッターの支柱が折れるなど23件、消防の出動は、屋根のトタンや瓦、アンテナ、看板、窓の破損など21件に対応しております。

また、1月29日から30日にかけての暴風については、前回よりも風速が弱い予報ではありましたが、予想される波の高さが9メートルと非常に高く、秋田県沿岸部には波浪警報が発表されたため防災課職員が待機しておりましたが、高波による被害の通報等や自主避難者もありませんでした。

最後に、1月5日に設置しておりました災害警戒部は12日火曜日午前9時まで継続し、その後、防災課長を室長とする災害連絡室に切り替えて現在に至っております。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 年末年始におきまして降雪と強風により農業用パイプハウスに被害が出ておりますので、説明をいたします。

12月30日からの大雪による被害は16棟で、全壊15棟、半壊1棟となっております。

1月7日からの暴風雪では30棟のビニールの破れ、剥がれ被害が発生しました。

被害額は46棟合計の概算ですけれども、1,400万円と積算しております。

現在、秋田県では支援制度の整備が行われております。併せて市のかさ上げ補助も検討しており、春の農作業に安心して取り組んでいただけるよう応援してまいります。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 日程第3、議案第1号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）の専決処

分の報告及びその承認について（専決第13号）から日程第5、議案第3号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第14号）についてまでの議案3件を一括議題とします。

朗読を省略し、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、私から本日提案させていただいております議案の要旨について御説明をさせていただきますと思います。

まず、議案第1号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）であります。

これについては、令和2年12月15日付で専決処分した令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,280万1,000円を追加し、総額をそれぞれ196億3,750万円とするものであります。

補正予算の内容は、国の令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用の閣議決定を受け、ひとり親世帯臨時特別給付金受給者等に対し基本給付の再支給を行うため、関係予算の予算措置を行ったものであります。

歳出では、民生費に、ひとり親世帯臨時特別給付金及び事務費を合わせて1,280万1,000円計上させていただきます。

次に、議案第2号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）であります。

令和3年1月15日付で専決処分した令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,400万円を追加し、総額をそれぞれ196億9,150万円とするものであります。

補正予算の内容は、昨年12月下旬から断続的な降雪の影響により除雪費に不足が生じる見込みとなったため、道路除雪委託料などの除雪経費合わせて5,400万円の増額補正を行ったものであります。

次に、議案第3号です。令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第14号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,912万1,000円を追加し、総額をそれぞれ197億9,062万1,000円とするものであります。

補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費のほか、仁賀保庁舎空調熱源機器更新工事に係る追加工事費等を予算措置するものであります。

歳入では、国庫支出金に、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金325万6,000円のほか、接種体制確保に係る事務費等への補助金873万9,000円を計上しております。

歳出では、総務費に、仁賀保庁舎空調熱源機器更新工事に係る追加工事を要する経費として、庁舎等改修設計委託料及び庁舎関係工事を合わせて4,264万9,000円を増額するほか、新型コロナウイ

ルス感染症の感染拡大により、年末年始の外出及び多人数や長時間に及ぶ飲食の自粛により影響を受けている飲食・宿泊業を営む事業者を支援するため、飲食施設経営支援金制度を創設し、支援金4,500万円を計上しております。

衛生費には、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る事務費など合わせて821万5,000円、医療従事者等に係るワクチン接種委託料325万7,000円をそれぞれ計上しております。

以上、議案の要旨について御説明をさせていただきました。補足説明については、担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。私からは以上です。

●議長（佐藤元君） これから担当部長からの補足説明を行います。

初めに、議案第1号について、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 議案第1号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）の補足説明を申し上げます。

この補正予算の専決につきましては、国でひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給を昨年12月に年内をめどに行うこととしていたため、緊急を要することから、令和2年12月15日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

補正予算書の6ページ及び7ページをご覧ください。

初めに、歳入です。

13款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉補助金の母子家庭等対策総合支援事業費補助金1,280万1,000円は、歳入のひとり親世帯臨時特別給付金に係る補助金で、補助率は10分の10でございます。

次に、歳出です。

3款2項5目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費11節役務費の通信運搬費2万1,000円は、ひとり親世帯臨時特別給付金に係る郵便料でございます。

18節負担金補助及び交付金1,278万円は、ひとり親世帯への臨時特別給付金でございます。給付金は、ひとり親世帯に対し1世帯5万円、さらに2人目以降の子どもについては3万円ずつ給付金の支給を行うものでございます。12月末時点で194人に支給済みであります。補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第2号について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 専決処分の歳入についてですが、財政調整基金の方を充当させていただいているものでございます。

歳出5,400万円に対しまして、財政調整基金の繰入金として同額を見込んでいるものでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 議案第2号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書は6ページ、7ページをご覧ください。

本補正につきましては、除雪費についての補正となっております。

歳入は、先ほど申し上げたとおり財政調整基金繰入金の5,400万円です。

歳出は、8款2項5目除雪費10節需用費に燃料費として100万円、修繕料として300万円、委託料とし

て5,000万円を補正いたしました。

本市におきましては、12月14日から降雪が続き、連続10日間フル稼働いたしました。その結果、排雪を含めた除雪作業委託料は2,800万円を超えております。また、年末寒波により1月に入ってから連日稼働しておりまして、1月7日速報値で追加で2,400万円の支出が予想され、今後の予算に不足を生じることが明らかになりましたので、令和3年1月15日付で専決処分にて予算の補正を行ったものでございます。補足は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第3号について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 議案第3号についての繰越明許費補正及び地方債補正並びに歳入の財政調整基金等につきましては、総務部長の方から歳出と合わせて説明させていただきます。

●議長（佐藤元君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、総務部関係の予算について説明いたします。予算書4ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正です。

これは、仁賀保庁舎改修事業において、今回補正予算をお願いしております冷温水管更新工事の工期に3から4ヵ月程度と必要となります。工事完了が翌年となることから、今回予算補正をお願いする委託料及び工事請負費と合わせて計8,324万9,000円を繰り越すものでございます。

5ページをご覧ください。

第3表、地方債補正であります。

繰越明許費補正で説明のとおり、仁賀保庁舎改修事業の事業費が増額になることに伴いまして、地方債の限度額を増額し、7,340万円とするものでございます。

予算書8ページをご覧ください。

歳入です。

20款1項1目総務債に、仁賀保庁舎改修事業費の増額によりまして2,760万円を追加し、歳入歳出の差額は17款2項1目財政調整基金5,952万6,000円を繰り入れして調整しております。これによる補正後の財政調整基金残高は、19億2,821万7,000円となります。

予算書9ページをご覧ください。

2款1項4目財産管理費です。12節委託料164万9,000円及び14節工事請負費4,100万円については、仁賀保庁舎で施工しております冷暖房設備に係る配管の更新工事の予算をお願いするものです。

お配りした提出議案説明資料の1ページの表を併せてご覧いただければと思います。

これにつきましては、6月22日に予算補正を行いまして、工事管理委託料と工事請負費を追加し、7月14日に5,588万円で契約し発注しております。工事自体は順調に進捗しましたが、冷温水発生設備及びファンコイルユニットの設置が完了し、配管の接続作業などによる金属片などのごみを除去するため、配管内に水を通して排出させるクリーニングを12月1日と2日に行いました。この際、気密試験については異常ありませんでしたが、配管に通水したところ、さびや金属片が混入した水が排水されたため、再度クリーニングを試みましたが水質は改善しませんでした。これについては、



フィルター設置や薬品注入などを行っても効果は見込めないという結果でありました。

12月4日に担当職員が立ち会いし、腐食した配管部を確認いたしました。資料の2ページがその写真でございます。上が機械室で、2本の矢印が赤いさびが排出された配水管でございます。下の写真は、腐食したバルブ部分と腐食が見られない立ち上がりの配管であります。この際、さび等が混入した水を冷温水発生機とファンコイルに入れますと、本体内部の腐食や破損につながる可能性があるという説明を受けております。

そして、12月25日に対処法の提案と見積もりが提出されております。この後検討を行いました結果、更新した設備にリスクを与えないこと、経年による配管の老朽化が予想以上に著しいことを考慮しまして、冷温水の配管についても更新を行うことと判断いたしました。

資料の3ページをご覧ください。

1階は建物内部の天井に露出して配管を行います。赤い部分はその天井の位置を示しております。4ページをご覧ください。

2階部分であります。

併せて5ページの3階部分につきましては、青色で記したファンコイルユニットが南北の窓側に据え置きされております。配管を庁舎外部の赤い部分に取り付けして、角側から、外側から接続することとしております。

6ページをご覧ください。

外壁への取り付け方は、断熱保護を行って内部と接続を行いまして、目立たないように箱型の化粧囲いを行いたいと考えております。

今回の仁賀保庁舎の冷暖房設備の更新において配管の更新を含めなかった判断については、使用年数が経過しておりましたが、冷温水についての水質悪化やそれによる設備の破損等が認められなかったため、配管設備の更新を除いた工事内容で当初予算に計上し工事発注を行うなどしてこれまでに至ったものであります。

また、9月に工事請負費を可決いただいた象潟庁舎の冷暖房設備も同様の発注形態となっており、設置した時期も同じく平成6年度でございます。現在は暖房を使用しているため、冷温水の循環を停止させて内部を確認することができませんが、暖房の使用を停止した時期を見て、配管の状況を確認することとしております。

このたび仁賀保庁舎の冷暖房設備が使用できない状況が続くことは、予算に計上する前段で冷暖房設備全体を一系統として使用が可能かそうでないかの調査・確認について不足していたことが要因であります。よって、今回の件で、当初は今年の冬の暖房から稼働する予定が、予算を繰り越して今年の冷房からの稼働とせざるを得なくなりました。その結果、完了まで相当数の時間が経過してしまうこと。配管と器具との再接続の作業が生じてしまったことなど、与えた影響を重く受けとめまして、今後は一層の細やかな配慮をもって事前の調査と検討を行うよう努めてまいります。以上で総務部関係の説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） それでは、市民福祉部関係について補足説明申し上げます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補正計上でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

補正予算書8ページをご覧ください。

13款1項2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金325万6,000円は、医療従事者のワクチン接種に係る国庫負担金でございます。補助率は10分の10でございます。

次に、13款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金873万9,000円は、ワクチン接種の体制確保事業に対する補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページをご覧ください。

下段です。4款1項3目成人保健事業費の1節報酬の26万5,000円は、接種クーポン券の発行等に係る会計年度任用職員の報酬でございます。

7節報償費の新型コロナウイルスワクチン接種事業報償費22万8,000円は、接種体制等について、市内医療機関の先生方との会議に係る出席報償でございます。

8節旅費の費用弁償1万4,000円は、会計年度任用職員に係る費用弁償でございます。

10節需用費の消耗品費120万円は、クーポン券の台紙などの経費でございます。

印刷製本費120万5,000円は、クーポン券発行用封筒、予診票などの印刷代でございます。

医薬材料費100万1,000円は、消毒用アルコール、体温計、救急用品一式などワクチン接種用の医薬材料費でございます。

11節役務費の通信運搬費174万1,000円は、個人通知するクーポン券発送のための郵便料でございます。

12節委託料の新型コロナウイルスワクチン接種事業関連委託料185万2,000円は、接種実績を入力する変更システム改修委託料及びコールセンターへの相談業務委託料でございます。その下、新型コロナウイルスワクチン接種委託料325万7,000円は、医療従事者等への接種委託料でございます。合計で510万9,000円でございます。

17節備品購入費70万9,000円は、ワクチン流通円滑化システムV-SYSシステム用パソコン、そして集団接種会場用パーテーション購入代でございます。補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、商工観光部関係について補足説明いたします。

予算綴りは歳出9ページ、2段目でございます。

2款1項総務管理費14目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費18節負担金補助及び交付金4,500万円の増額は、にかほ市飲食施設経営維持支援金事業に係るものでございます。

議案説明資料をもとに御説明いたします。

7ページ、8ページでございます。こちらをご覧ください。

1が趣旨でございます。

新型コロナウイルス感染症の長期化の渦中、旅館・ホテル業、飲食業にあつては、年末年始における外出及び大人数や長時間に及ぶ飲食の自粛、さらに大都市圏の緊急事態宣言や散発的に増え続ける県内の罹患状況等による自粛、出控えなどにより、極めて深刻な状況が続いております。今回、地域経済の安定及び地域活力の維持を図ることを目的として、苦境に立たされている旅館・ホテル業、飲食業を継続して営む意欲のある事業者に対して支援金を交付するものでございます。

2が対象事業者になります。

令和2年5月から6月に実施した、にかほ市飲食店等緊急支援給付金、いわゆる30万円の給付金事業でございますが、これの受給者を対象といたします。営業基準日は令和3年2月3日とします。丸囲いの中は、その30万円事業と同じ内容でございます。

3番、助成金額につきまして、平成31年1月から令和元年12月までの令和元年分の上水道料金の2倍の額を基礎とし、限度額300万円、算定金額が20万円に満たない場合は20万円といたします。

資料に例の1から3を記載しております。また、次の8ページに移りまして、例外規定の一部載せておりますのでご覧ください。

4番、予算額は、130事業所を想定して4,500万円を計上しております。

5番、申請・受領の方法ですが、申請期間は令和3年2月中旬から3月中旬を予定しております。

手順は、対象者への資料郵送、上下水道課での証明書の発行、返信封筒での申請または持ち寄りを考えておまして、短期間で実施したいと考えております。補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は演台で行ってください。

それでは、議案第1号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）から議案第3号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第14号）についてまでの議案3件の質疑を行います。

最初に、議案第1号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）及び議案第2号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第1号及び議案第2号についての質疑を終わります。

次に、議案第3号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第14号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。4番伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） それでは質疑を行います。

議案第3号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第14号）、その中で、2款1項14目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費、飲食施設経営維持支援金4,500万円について質疑をいたします。

1番目、支援金の算定基準を水道料金とした根拠について伺います。

2番目、対象となる飲食施設の、より詳細な業種、形態と件数、金額の想定はどうなっているのか

しょうか。支援対象が具体的にイメージができないためにお伺いいたします。

3番目、飲食施設への納入業者、関連する生産者への支援は考えられなかったのかについてお伺いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、伊東議員の御質問にお答えいたします。

まず①の支援金の算定基準を水道料金とした根拠についてですが、先ほど補足説明でもお話ししましたとおり、新型コロナウイルス感染症の長期化により宿泊業、飲食業は極めて深刻な状況が続いており、今後の営業継続に危機感を募らせている状況でございます。昨年5月から6月に実施しました飲食店等緊急支援給付金、これは30万円の事業が、規模にかかわらず一律30万円を給付したところではありますが、今回、年末年始の忘新年会や年祝いなど大人数での会食が激減し、2月以降の見込みも立たない宿泊業、飲食業にあって、今後も営業継続を下支えするためには、営業規模に見合った支援がより効果的であると判断いたしました。

営業規模に見合った事業者の規模を判断する材料としまして、隣県の酒田市が水道料金等をもとに給付する制度を既に昨年4月とこの1月に実施してございまして、複雑な手続なしで支援配慮が行き渡る実績を上げていることから、参考にさせていただいて今回の制度設計としたものであります。厳密な意味では、短時間で個々に営業規模や逼迫具合を正確に把握することは困難であります、特に飲食業等の場合は概ねその規模に見合った水道の使用があるものと見込めることから、スピード感をもって円滑に交付できることを考えた上でこの仕組みに至ったものでございます。

次に、②番、対象となる飲食施設の、より詳細な業種、形態と件数、金額の算定はという御質問でございますが、対象となる事業者は、先ほども申しましたように前回のにかほ市飲食店等緊急支援金事業30万円の事業と同じ対象要件としております。主な要件では、食品衛生法が定める飲食店営業または喫茶店営業の営業許可を有しており、宿泊業または営業の過半は飲食店営業、喫茶店営業を営んでいる事業者としております。前回の対象者の内訳で申しますと、業種は、日本標準産業分類9分類に区分される宿泊業、これは14件、飲食店が108件、持ち帰り・配達飲食、こちらが7件、合計で129件に交付しております。

御質問の形態とありますが、食品衛生法の飲食店営業許可の中の業態のことと理解するならば、旅館という区分で14件、一般という区分で108件、仕出し・弁当という区分で7件であります。

金額についての想定ですが、このたび補正予算の規模を算定するため、水道料金を担当する上下水道課に照会して統計的に請求されたデータをもとに推計してもらったものとしましては、前回対象事業者129件では、本制度の上限額、下限額を考慮した上で約4,300万円弱、単純平均で1業者当たり約33万円ほどと計算しております。また、シミュレーションでは、100万円以上300万円までの対象が1桁台、下限20万円の方々が大体全体の3分の2以上を占めるものと推計しております。

なお、事業者の中には、テナント入居でいわゆる子メーターにより料金算定している事業者や、事業者名義が必ずしも補助金申請名義と一致しておらず、上下水道課でも本支援金対象事業者からの照会を受けて初めて突き合わせ可能なものもあることから、予算の不足が生じないよう4,500万円を計上しているところでございます。

次に、③番、飲食施設への納入業者、生産者への支援は考えられないかについてでございます。

感染症の経済への影響が長期化しており、全ての業種に大きな影響が出ている中、宿泊業、飲食業を危機的な状況とするならば、飲食事業者等を頂点とするその取引先にも大きなダメージが及んでいることは理解しているところでございます。

にかほ市では、昨年4月以降、経済対策をその時々々の急所に対処するよう適時適策を打ち出してまいりました。最初の御質問にも述べましたように、宿泊業、飲食業にあつては、年末年始の忘新年会や年祝いなど大人数での会食が激減し、2月以降も見込みも立たず、直接的に窮地に立たされていることを考慮し、事業を展開するものでございます。

また、御指摘の事業者の皆様には、昨年6月から先月1月15日までの期間、にかほ市事業継続応援給付金、これは20万円の事業でございますが、これを実施してきておりまして、交付を行ったばかりであることから、国や県の施策を見ながら、その時々々に市長もおっしゃるとおり適時適策で対応してまいりたいと考えておりますので、特段の御理解をお願いいたします。以上です。

●議長（佐藤元君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 再質問させていただきます。

1番、2番についてなんですけれども、水道料金を根拠とした場合、先ほどおっしゃいましたように規模による助成支援になるかと思えます。果たして一番必要なところへこれで届くのかという疑問があるのでございますけれども、その辺について、何のための支援なのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つは、2番目の再質問になります。

前回のにかほ市飲食店等緊急支援金、これの対象が確か150件と思われました。それが今度のその支援金の対象が130件、129件、約130件となっておりますけれども、その減になった理由、その内容についてお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） まず、水道料金の規模に合わせたものはどういうことかということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、本当にベストな状態というのはなかなかないのではないかと、このコロナ禍の中では我々の施策を決定する段階ではいろいろ苦労しているところでございますが、先ほども申した酒田市の方でかなり実績を上げてるということを知っております。ですので、そのいわゆる一律ではないものというものを、内部でもだいぶ議論ありましたが、この形をしたところ、有効ではないのかという結論に至ったということでございます。

それから、129件と150件の差でございますが、申請主義でございまして、実際に規定の中で想定したものの差異ということになるかとは思いますが、飲食業の、お店に入ると飲食業の許可証というのがありまして、その中でも様々な分類に分かれておりまして、その部分がある程度推計したところでは概ね前回はお出であったところですが、結果としては129件でおさまったということでございますので、結果に基づいて今回も計算したということでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 先ほども言いましたけれども、一番必要なところに届いてないのではないかと

いうことについてはいかがでしょうか。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） ちょっと繰り返しの答弁になって申し訳ございませんが、春先から5月、6月が飲食店等を中心とした30万円の事業。その後、この1月までは20万円の事業をしております。それ以外の、先ほども言った飲食等を頂点とした場合のところに連なる方々というのは20万円の対象者ということでございますので、前回もまず対象にはやはり一番危機的な状況にあるところを対象に事業化したところでございますので、今回もそういう考え方で一応変わってないということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

●4番（伊東温子君） 終わります。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。宮崎信一議員。

●10番（宮崎信一君） ひとつだけ質問させていただきます。

4款1項の保健衛生費の中で、コロナウイルスワクチン事業、17節の備品購入費の中に、国の方で今、ワクチンの方は無料ということでしたが、これを運ぶにはマイナス75度以下の冷凍庫が必要となりますが、こういうのはこの備品購入費に入らないのでしょうか。それとも、そのまま国から冷凍庫つきでワクチンが来るのかどうか。1点お願いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） マイナス75度のディープフリーザーというものは、国から人口規模に応じて配布されるものでありますので、今の段階では3月下旬頃に配布されるということで聞いております。以上です。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第1号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第1号についての討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第2号についての討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定す

ることに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。次に、議案第3号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第14号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第3号についての討論を終わります。これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。日程第6、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和3年第1回にかほ市議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時00分 閉 会

---